



調達号外第691号

令和5年5月31日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

入札

○広島市北部地区学校給食センター（仮称）等
新築工事・管理運営事業について…………… 1

入札

入札公告

令和5年5月31日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 貴

1 調達内容

(1) 調達サービス及び数量

広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業

(2) 履行の内容等

入札説明書及び要求水準書による。

(3) 契約期間

本契約締結日から令和23年7月31日まで

(4) 履行期間

前記(3)に同じ。

(5) 予定価格

14,488,597,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 履行場所

広島市安佐北区可部南二丁目（旧安佐市民病院南館跡地）

(7) 入札方法

ア 入札金額は、契約期間の総価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 本件に係る入札は、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札の方法により行うので、提案に係る書類（以下「提案書

等」という。）を入札書と同時に提出すること。

(8) 入札区分

本件に係る入札は、広島市電子入札システムを利用しない紙による入札とする。

2 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）及び開業準備業務、維持管理業務並びに運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）を構成員とするグループ（以下「グループ」という。）とする。

イ 上記アの構成員以外に、調理設備調達業務、施設維持管理業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務等を行う企業を、必要に応じて協力員としてグループに含めることができる。

ウ 「(2) 入札参加者の資格要件」を満たす者は、本事業の複数の業務を実施すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することができるものとする。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本的関係若しくは人的関係（詳細は後記(3)参照、以下同じ。）のある者が兼ねてはならない。

エ 本事業に参加するグループは、あらかじめグループの代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。

また、グループの代表企業は、落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等の受理については、原則として全て代表企業が行う。

なお、本事業を実施するための特別目的会社（SPC）の設立は不要とする。

オ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

カ 入札参加者の構成員のいずれかと資本的関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の構成員になることはできない。

(2) 入札参加者の資格要件

ア 共通の参加資格

入札参加者の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(7) 施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当する者でないこと。

(4) この入札の公告日から開札日までの間のいずれの日にお

いても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者若しくは本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (f) 広島市税を滞納していない者であること。
- (g) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (h) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (i) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者でないこと。
- (k) 本事業に係る事業者選定支援業務等の受託者又は当該受託者と資本的関係又は人的関係がある者ではないこと。

※ 本事業に係る事業者選定支援業務等の受託者は、次に掲げるとおりである。

（開長大 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 2 0 番 4 号

- (f) 選定審議会（後記 4(1)を参照。）の委員又は委員が所属する企業と資本的関係又は人的関係がある者ではないこと。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

イ 個別の参加資格

入札参加者の構成員である設計企業、建設企業、工事監理企業及び運営企業は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たす者でなければならない。

- (7) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、全ての企業が a 及び b の要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

 - a 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - b 令和 5 ・ 6 年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されていること。
 - c 平成 2 0 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、延床面積 3, 0 0 0 m²以上の新築工事の設計業務の実績を有すること。
 - d 平成 2 0 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、ドライシステムの特定給食施設（健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）に定める特定給食施設（学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 2 9 年政令第 2 1 2 号）に定める単独校調理場及び共同調理場、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1

5 7 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 1 8 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の設計業務の実績を有すること。

- (4) 建設企業

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、全ての企業が a から c までの要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

 - a 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - b 令和 5 ・ 6 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が建築一式工事で認定されていること。
 - c 建設業法第 2 7 条の 2 3 第 1 項に定める経営事項審査の結果（有効期間内にある直近のもの）において建築一式工事の総合評定値が 9 0 0 点以上であること。
 - d 建設業法第 2 7 条の 2 3 第 1 項に定める経営事項審査の結果（有効期間内にある直近のもの）において建築一式工事の総合評定値が 1, 2 0 0 点以上であること。
 - e 平成 2 0 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、延床面積 3, 0 0 0 m²以上の新築工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 2 0 %以上のものに限る。
- (f) 工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、全ての企業が a 及び b の要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

 - a 建築士法第 2 3 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - b 令和 5 ・ 6 年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されていること。
 - c 平成 2 0 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、延床面積 3, 0 0 0 m²以上の新築工事の工事監理業務の実績を有すること。
 - d 平成 2 0 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、ドライシステムの特定給食施設の工事監理業務の実績を有すること。
- (5) 運営企業

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して開業準備業務、維持管理業務及び運営業務を実施する場合、全ての企業が a 及び b の要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

 - a 広島市競争入札参加資格の「令和 5 ・ 6 ・ 7 年」の「商品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「3 0 - 1 5 その他（給食）」に登録されてい

<p>る者であること。</p> <p>b 学校給食施設において、この入札の公告日から起算して過去3年以内及びこの入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。</p> <p>c 特定給食施設における調理業務について、継続して5年以上の実績があること。</p> <p>(3) 資本的関係及び人的関係 本事業の入札参加の資格要件に関わる資本的関係及び人的関係は次のとおりである。</p> <p>ア 資本的関係に関する事項</p> <p>(7) 親会社等と子会社等</p> <p>(4) 親会社等が同一である子会社等</p> <p>イ 人的関係に関する事項</p> <p>(7) 代表権を有する者が同一である会社等</p> <p>(4) 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。）を兼任している場合を含む。）</p> <p>(7) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等</p> <p>(4) その他は、入札説明書による。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所 広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリー検索 入札・見積り情報」→「委託 一般競争入札[WT O]」からダウンロードすることができる。</p> <p>(2) 入札書、入札説明書の交付方法 前記(1)により交付する。</p> <p>(3) 契約条項、入札説明書等に関する問合せ先 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 広島市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 電話 082-504-2490</p> <p>(4) 入札書及び提案書等の提出方法</p> <p>ア 持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。</p> <p>イ 提出期間等</p> <p>(7) 持参による場合の提出期間及び提出場所</p> <p>a 提出期間 令和5年9月14日（木）の午前8時30分から午後5時まで及び同月15日（金）の午前8時30分から午後3時まで</p> <p>b 提出場所 前記(3)に同じ。</p> <p>(4) 郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先</p> <p>a 提出期間 入札公告の日から令和5年9月15日（金）の午後3時まで（必着）</p> <p>b 提出先</p>	<p>前記(3)に同じ。</p> <p>(5) 入札金額内訳書の提出方法 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出しなければならない。なお、入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。</p> <p>(6) 入札回数 入札回数は、1回限りとする。</p> <p>(7) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和5年9月19日（火）午後1時</p> <p>イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 広島市役所北庁舎6階教育委員室</p> <p>4 総合評価に関する事項（落札者決定基準）</p> <p>(1) 落札者の決定方法 落札者の決定に当たっては、「広島市公共施設整備等事業者選定審議会（広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業者選定部会）」において、総合評価の方法によって審査の上、採点し、得られた総合的な得点の最も高い者を落札者とする。</p> <p>(2) 総合評価の方法及び評価項目 落札者決定基準による。</p> <p>(3) 得点配分 提案評価：150点 価格：100点 総合評価の合計：250点</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 入札保証金 免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第2条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する契約保証金相当額（100分の5の額）の損害賠償金を請求する。</p> <p>(3) 入札者に求められる義務 この一般競争入札に参加を希望する者は、前記2に掲げる事項について証明する書類（以下「資格確認申請書等」という。）を令和5年7月7日（金）までに前記3(3)の場所に提出しなければならない。また、開札の前日までの間において、本市から資格確認申請書等に関し、説明及び追加資料の提出を求められた場合、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。</p> <p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札は、無効とする。</p> <p>ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日以降、落札者の決定までの間に前記2の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札</p> <p>イ 資格確認申請書等其他本件入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札</p> <p>ウ 入札金額を訂正したもの</p> <p>エ 前記1(5)の予定価格を上回る額の入札</p>
--	--

オ その他規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札（外国事業者が同条第 1 号の押印に代えて署名したものを除く。）

(5) 契約保証金

要。ただし、規則第 3 1 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。詳細は入札説明書による。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正を行った案件」に掲載するので入札前に確認すること。

(8) 広島市議会の議決の要否

要（広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事に係る契約に限る。）

(9) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

前記 2 に掲げる広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記申請書類を提出することができるが、本件入札に参加するためには、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出し、開札の時までに当該競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。詳細は入札説明書による。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature of service to be procured:

Construction, management, and operation of Hiroshima City North District School Lunch Center (name TBD)

(2) Fulfillment period:

From conclusion of the contract through July 31, 2041

(3) Fulfillment location:

Kabe-minami 2-chome, Asakita-ku,
Hiroshima City (Former site of Asa Citizens Hospital South Annex)

(4) Tender submission deadline:

3:00 pm, Friday, September 15, 2023

(5) Contact point:

Health and Education Division
Hiroshima Municipal Board of Education
The City of Hiroshima
4-21 Kokutaiji-machi 1-chome, Naka-ku, Hiroshima city
730-8586 Japan
Tel: 082-504-2490 (direct)